

平成二十七年内閣府令第十号

## 食品表示基準

### 第二章 加工食品

#### 第一節 食品関連事業者に係る基準

##### 第一款 一般用加工食品

###### (推奨表示)

**第六条** 食品関連事業者は、一般用加工食品を販売する際には、次の各号に掲げる表示事項の表示を積極的に推進するよう努めなければならない。

- 一 飽和脂肪酸の量
- 二 食物繊維の量